

広島地方最低賃金審議会

令和5年度 第1回

最低賃金専門部会議事録

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

令和5年度第1回広島県最低賃金専門部会 議事録

1 日時

令和5年7月31日（月） 15時20分～16時05分

2 場所

広島地方合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

酒井部会長、岡田部会長代理、村上委員

【労働者代表委員】

佐崎委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

巢守委員、中野委員、長谷川委員

【事務局】

前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、栗林賃金指導官、山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

4 議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議題

重弘賃金室長補佐

定刻より早いのですが、皆様お揃いですので、広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日は第1回目ですので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私重弘が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に専門部会委員の選任について御報告します。同委員の選任につきましては、推薦公示の手続を経て、7月24日付けで任命させていただきました。なお、専門部会委員の御紹介につきましては、お手元の資料No.1 広島県最低賃金専門部会委員名簿を御覧いただくことで代えさせていただきますたく存じます。

また、本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が3名、合計9名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本専門部会の公開につきましては、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱により去る7月14日から同月20日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が7名いらっしゃいました。本日5名の方が専門部会を傍聴されておりますので、御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。また、本会議は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人若しくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることをあらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たりまして、労働基準部長の前田より御挨拶申し上げます。

前田労働基準部長

労働基準部長の前田でございます。第1回広島地方最低賃金審議会専門部会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、先ほどの審議会に続きまして、第1回専門部会に参加いただきまして誠にありがとうございます。

います。本日のこの専門部会におきまして、今年度の最低賃金の改正につきまして具体的に審議いただく予定でございます。委員の皆様方には、中央の最低賃金審議会から示されました目安の答申内容、広島県の各種指標、環境整備の施策等、総合的に御判断いただきまして、広島県の最低賃金につきまして、公、労、使による、真摯な議論をお願いいたします。

重弘賃金室長補佐

それでは続きまして、議事(1)の「部会長、部会長代理の選出」に移らせていただきます。賃金室長の石井より御報告申し上げます。

石井賃金室長

本専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項において準用される同法第24条の規定に基づき、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙する、また、部会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が部会長の職務を代理することとされております。7月3日開催の公益代表委員会におきまして、部会長候補として酒井委員、部会長代理候補として岡田委員が推挙されておりますので、御報告申し上げます。

重弘賃金室長補佐

ただ今、石井より御報告申し上げましたとおり、部会長候補に酒井委員、部会長代理候補に岡田委員が推挙されておられますが、委員の皆様には御異議はございませんでしょうか。

(異議無し)

重弘賃金室長補佐

異議はないということで、本専門部会の部会長に酒井委員、部会長代理に岡田委員ということで各委員の御承認をいただきました。部会長・部会長代理席を御用意いたしますの

でしばらくお待ち願います。

重弘賃金室長補佐

それでは、酒井部会長、よろしくお願い申し上げます。

酒井部会長

部会長を拝命いたしました酒井でございます。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

この専門部会におきましては、労使双方とも十分な議論を交わしていただき、また、誠実に、円滑に審議を進めて行きたいと思っておりますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事(2)「広島県最低賃金の改正決定について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、それでは、改めまして、7月28日に開催されました第67回中央最低賃金審議会におきまして、令和5年度地域別最低賃金額改定目安についての答申がありましたので、その内容について御報告させていただきます。中央最低賃金審議会目安小委員会では、真摯な議論が行われました。結果、7月28日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、同日中央最低賃金審議会から加藤厚生労働大臣に対して令和5年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。

引上げ額の目安は、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となっております。

では、次に、資料No.2令和5年最低賃金に関する実態調査の概要を御説明いたします。1ページを御覧ください。広島県最低賃金、広島県特定最低賃金の改正審議用に常用労働者100人未満を民営事業所に対して行った実態調査の結果で、賃金額は本年6月分賃金を対象としております。

9ページを御覧ください。これは、賃金分布図ですが、棒グラフ部分は、労働者の賃金の時間額毎の分布割合を10円刻み、1,000円から1,100円までを20円、1,100円以上を

100円刻みで表したものです。同じく10、11ページには、一般労働者とパート労働者分をそれぞれ、お付けしております。

次に、14ページを開けていただけますでしょうか、令和5年広島県地域別最低賃金額の引上げ試算表を御覧ください。最低賃金を1円単位で引き上げた場合の影響率を一般労働者・パート労働者、一般労働者、パート労働者の3区分で示しています。影響率とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合です。例えば、現在の広島県最低賃金額930円を1円上げ931円とした場合の、一般労働者・パート労働者を合わせたものの影響率は10.0%、2円引上げて932円とすると10.4%となります。ちなみに、今回示されたBランク目安額40円に引き上げるということになると、40円の欄を見ていただけますか、40円引上げて970円となりますが、一般労働者、パート労働者合わせた場合は、20.5%の影響率、一般労働者7.7%、パート労働者でいえば41.3%に影響が出るということになります。

説明は以上です。

酒井部会長

ただ今の事務局から説明について、何か御質問等ありますでしょうか。

(質問無し)

酒井部会長

それでは、ないようですので、他の審議会の結審状況をお願いします。

石井賃金室長

他局についてはですね、金曜日に目安額が示されたということですので、把握はできておりません。

酒井部会長

続きまして、労使双方からの意見表明をお願いしたいと思いますが、その前に労使双方

の委員の間で御発言の準備のお時間をお取りした方がよろしいでしょうか。

大丈夫ですか。

酒井部会長

それでは、意見表明をお願いします。最初に労側からよろしいですか。

橋本委員

はい、意見表明させていただきます。労側を代表して橋本の方から意見を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。最初に、今回5点ほど盛り込んで、意見表明させていただきます。

まず、最初にということでございますが、労働者を取り巻く環境は、資源高や円安の影響等により、物価が2021年度後半より上昇を続けていることが明らかになっています。未だにエネルギーや食料品等の生活必需品の高騰も続いており、家計からの消費支出は大幅に増え続けているということです。その一方で、実質賃金ということでございますが、5月は前年比マイナス1.2%と、4月よりは改善傾向であります。物価上昇に賃金が追いついていない状況が続いています。

また、2023年4月の消費者物価指数ということ、2020年を100とした場合ということでも見ていただきたいのですが、全国で105.1%、また、広島市でも105.1%、福山では104.2%というようなことで、大幅に上昇していることが伺えます。さきほどの審議会の中でも、昨年10月から今年6月まで、ということ、4.12%と報告をいただきましたが、この報告の中にもあったとおり、6月の電力やガス、更に、現在もガソリンという中で、特にエネルギーのところは上昇を続けている中、食品、生活必需品もまだまだ上昇が予測される中ですね、そういったことも踏まえて、5%は見据えておく必要があると思っております。

このことから、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は、苦しくなるばかりであって、ますます厳しい生活実態になっていることを受け止め、生活水準を維持していくために、物価上昇率をプラスアルファというところを重要視して最低賃金の引上げが必要であると考えさせていただいております。

次に、コロナ禍で落ち込んだ経済が回復に向かいつつありますが、この局面で、再び経済の持続的な成長へつなげていくために、今春季生活闘争で導き出した「これまでにない賃上げの成果」を県内の未組織労働者へも幅広く波及させて、「人への投資」を加速させていくことが必要ではないかなということを考えております。

春闘の結果ですが、連合で2023春季生活闘争の最終回答集計では、平均賃金方式で回答を引出した5,272組合の賃上げ結果は、額10,560円、率3.58%と、かつてない水準だとまた、連合本体ですが、有期、短期間契約等労働者の賃上げ額についても、時間給で52.78円、率は5.01%ということでした。

連合広島の結果は、179組合で額は10,436円、率は3.51%とこちらもかつてない水準ということになります。

特に、未組織労働者の最低賃金を引上げることで、「労働条件の改善を図り、すべての労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する。」との最低賃金法第1条の目的を果たすべきであると考えています。

3つ目ですが、現在、広島県の最低賃金は930円ということで、これは何回もいろいろなところから言われているわけですが、2,000時間働いていても1,860,000円、年間ですね依然としてワーキングプア水準にとどまっているということが、現実にあるということになります。

2022年の末に、連合が臨時改定、二次改定ということで出した連合のリビングウェッジでは、広島県は、1,050円を上回らなければ単身でも生活に支障をきたす試算が示されているというようなことになっています。

最低賃金は、生存権を確保する上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準まで引上げるべきであるということで、まずは、「誰もが1,000円」到達を早期に実現させていくことを念頭に持ってですね、進めて行くべきと考えております。

また、2010年の雇用戦略対話で、「早期に全国800円」、「2020年までに全国1,000円」が合意されているということも注視して、取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

4つ目になりますが、現時点で、全国の地方最低賃金の最高額は、1,072円ということ

で、広島との格差は142円ということで大きい。

また、全国平均の961円からも広島は31円下回っていると、同じBランクの最高額968円からも下回っていると、労働の対価として考えるべきであれば、この格差を解消していく必要があると、そのためにも、今後は、今回示されている目安額を上回る改正を進めて行く必要があると考えております。

5つ目に、一方で、最低賃金を引き上げるには、中小・零細事業者が賃上げし易い環境整備を行うことが不可欠であるということでございます。

通常の事業の賃金支払能力を高められるように、政府の各種支援策の利用・活用状況等を踏まえた効果測定等を踏まえた上で、一層の制度拡充や利用・活用促進が必要ではないかと思っております。

最後に、いまだ物価上昇し、これからも続いていくわけでございますが、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活水準を維持、また、向上につながるような改正となるように、労側として努めていきたいと思っておりますとともに、例年どおり10月1日に発効できるように、審議を尽くしていきたいと考えておりますので、そのような対応で意見表明させていただきたいと思っております。

以上です。

酒井部会長

はい、ありがとうございました。ただ今、労側からの意見表明がございました。代表の方からの意見でありましたが、他の委員の方、ありますか。

大丈夫ですか。

今、橋本委員からは、5つのポイントでお話しされました。皆様同様に聞いていただきましたので、要約する必要もないかと思いますが、あの、物価高であるということ、また物価上昇率が4.3%ということですが、プラスアルファを考えて、賃金の上昇を考えて欲しいということ、また、広島県の最低賃金930円では生活が苦しいということ、それから全国平均の最高額からも下回っているの、格差を解消していくことが必要ではないかということ、また、そのためには賃上げし易い環境整備、支援策の活用を促進していくのが必要ではないか、また、最後に最低賃金付近で働く労働者の賃上げに労側として努力して

行きたいということ、また、10月1日発効を踏まえて審議に臨みたいということでございました。

それでは、使側から意見表明をお願いいたします。

中野委員

はい、具体的な中身につきましては、また次回から考えていきまして、まあ、今回については、企業を取り巻く現状と目安額についての感想というかになります。ご存じのとおり長引いていますロシアのウクライナ侵攻、依然として各企業では重荷になっているという声も聞きますし、これが企業経営に依然として厳しい状況を与えているという状況でございます。また、加えてコロナにつきましても、5類に移行したとたん、また、感染者数が増えるということで、この部分についても先行きは見通せない状況で、また同じ状況を繰り返すんじゃないかと、企業経営者の方は心配されています。という状況でございます。また、特に中小零細企業では、各種助成金を使いながら、まあ、何とか生き延びて行くということでございますし、経営者とすれば、雇用を考えながら、でも、企業を潰さないようにというふうに、一生懸命努力をされているところです。そういった厳しい状況にもかかわらず、今回目安が、Aが41円、Bが40円、Cが39円と、広島の場合はBで40円でございますけれど、昨年同様びっくりしたというのが本音でございますし、まさに開いた口が塞がらない。という部分があって、目安額については、いつもどおり中々明快な根拠はなく、金額決めて、それからあとそれに合ったような数字を、中賃や小委員会では付けているのかな、というのが拭いえない、相変わらず官製最賃なのかな、と思っております。使側とすれば今回とてもじゃないけど、次から金額審議できるかどうか定かではございませんし、ここに目安小委員会の公益も目安は参考でございますし、拘束するものではないと書いてあるんで、我々もそういった対応をしていくことございまして、金額を審議できるような状況は、まあ1つには賃上げの率的な状況があるのかなということでございますけれど、先ほど労側からも、賃上げとか、金額も言われましたけど、上げられるところがもしあっても、上げられないところがたくさんあるということを理解していただきたい。ただ今申し上げましたことを基本に、次回に臨んでいければと思っております。

以上です。

酒井部会長

他の委員の方はどうですか、大丈夫ですか。

では、ただ今、使側から意見表明がありました。

具体的なことは、次回からということでしたが、企業の現状として、社会情勢やウクライナ侵攻、コロナ等で厳しいのは変わっていないということ、中小零細企業は各種の支援策を活用しながら今生き延びていて、そして、雇用を維持している。という状況であるということ、それから、そのような中での目安額については、とても驚いているのが現状である。ということでした。使側としては中々厳しい状況であるけれども、金額審議をできる状況ではない場合もありますが、次回から審議に臨みたいということだと思います。よろしいでしょうか。

双方それぞれにお考えがあるとは思いますが、双方それぞれの意見を聴かれて、何か御意見がございますでしょうか。

(意見無し)

それでは、本日は労使双方の意見をお聴きいたしまして、本日の審議は具体的なところは次回に持ち越したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

酒井部会長

次に議事(3)の「その他」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、今後の審議日程についてですけれども、第2回目の専門部会は明日8月1日午後2時から開催とさせていただくことになりました。開催場所は、本日と同じ合同庁舎2号館6階7号会議室となります。

酒井部会長

はい、ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたが、第2回専門部会は、8月1日午後2時開催ということになります。また、次回結審しない場合は、第3回専門部会を開催することになりますので、事務局は準備をお願いします。

そのほかに何かございますでしょうか。

中野委員

すいません、いいですか。確認ですけど、今回、ランクが3つに分かれた。再編されたのは、各ランクごとの適用労働者数を合わせていくという部分と、A、B、Cの格差を是正するということがあったんですけど、今回41円上がって1,002円ですか。なったということは、Aランクの加重平均なので、Bの40円の加重平均と、Cの39円の加重平均に比べて、Aが8件くらいですか。その加重平均が大きかったということだと思うんですけど、適用労働者数というのは、今までそんなに変わっていないんですかね、やっぱり、Aが一番多くて、そうしないと、39円、40円、41円なのに、適用労働者数と同じようにして加重平均すると、41円になるのかなと思って、そこが良く解らなくて、あともう一つ、格差是正ということで、やったにもかかわらず、Aが一番、Bで、Cで、私は逆にAが39円、Bが40円、Cが41円かと思ったんですけど、どんなんでしょうかね、何か情報的に入ってきているのかどうか、あれば、教えていただきたい。

石井賃金室長

各ランクの適用労働者数が変わったと聞いておりません。あともう一つ、先ほどA、B、Cランクについてのことなんですけど、1円ずつランクの差を付けた理由が、公益委員見解、4ページの下から、5ページの上の方に書いてあるんですけど、これをみると、「4表①②における賃金上昇率はAランクが最も上昇率が高く、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。消費者物価指数の上昇率は、Aランクがやや高めになっている。雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況であること等も勘案して、各ランクで大きな状況の差異がないけれども、一定の配慮が必要であることから目安額の差は1円とする。」と書いてあります。

中野委員

それは分かっているんですけど、これで格差是正になるのかどうか、少なくとも同じ金額で、昨年がそうだったですかね、そんなに格差是正にならないかな、どっちにしても、41円ということは、Aランク自体の労働者数が、A、Bに近づいてきたと、加重平均ですから、算術平均なら分かるんですけど、加重平均なので、一番高い所の労働者数みるんですね、そうなると、格差是正なら逆になるのが普通なのかなと、もう少し活字以外であるのかなと思ったもので、それ以外の部分で把握されていないのであれば結構です。

酒井部会長

何か、情報があればまた次回よろしくお願いします。

酒井部会長

次回の専門部会は、金額審議について審議の大部分を公労、公使委員による二者での個別協議を行うことから、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程第5条に基づき非公開といたします。

それでは、これをもちまして第1回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。皆様、お疲れ様でした。